

○総務省告示第三十六号

第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）第九条第四項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第百十号（接続料の算定に用いる値を定める件）の一部を改正する告示を次のように定め、第二種指定電気通信設備接続料規則及び電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年総務省令第五号）の施行の日（平成二十九年二月十五日）から施行する。

平成二十九年二月十五日

総務大臣 山本 早苗

本則に次の一条を加える。

（移動電気通信事業に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクを勘案した値）

第三条 規則第九条第四項に規定する移動電気通信事業に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクを勘案した値は、次の表の左欄に掲げる接続料を算定する事業者の別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる方法により算定した値とする。

接続料を算定する事業者	算定の方法
株式会社NTTドコモ	次の方法により算定した $\beta$ $\beta = \frac{\sum_{d \in ds} (\Delta x_d - \overline{\Delta x})(\Delta m_d - \overline{\Delta m})}{\sum_{d \in ds} (\Delta m_d - \overline{\Delta m})^2}$

$$\Delta x_d = \frac{x_d - x_{d\text{の前取引日}}}{x_{d\text{の前取引日}}$$

$$\overline{\Delta x} = \frac{\sum_{d \in ds} \Delta x_d}{ds \text{ の要素数}}$$

$$\Delta m_d = \frac{m_d - m_{d\text{の前取引日}}}{m_{d\text{の前取引日}}$$

$$\overline{\Delta m} = \frac{\sum_{d \in ds} \Delta m_d}{ds \text{ の要素数}}$$

$ds$  : 当該  $\beta$  を算定に用いる期待自己資本利益率の算定に係る事業年度（以下「期待自己資本利益率算定年度」という。）以前3年度に含まれる、東京証券取引所の全取引日

$x_d$  : 株式会社NTTドコモの東京証券取引所における株価の取引日  $d$  の最終価格（取引日から期待自己資本利益率算定年度の日までの期間において株式併合又は株式分割が行われた場合には、期待自己資本利益率算定年度の日における一株当たりの価格となるよう調整した最終価格）

$m_d$  : 東証株価指数の取引日  $d$  の最終価格

株式会社NTTドコモ以外の  
電気通信事業者

次の方法により算定した  $\beta$

$$\beta = \frac{1 + (1 - T) \frac{D_{net}}{E}}{1 + (1 - T_0) \frac{D_{net0}}{E_0}} \cdot \beta_0$$

$D_{net}$  : 事業者の期待自己資本利益率算定年度における純有利子負債（有利子負債から現金及び預金を減じたもの又は0のいずれか高い方。以下同じ。）

$E$  : 事業者の期待自己資本利益率算定年度における純資産

$T$  : 事業者の期待自己資本利益率算定年度における法定実効税率

$D_{net0}$  : 株式会社NTTドコモの期待自己資本利益率算定年度における純有利子負債

$E_0$  : 株式会社NTTドコモの期待自己資本利益率算定年度における純資産

$T_0$  : 株式会社NTTドコモの期待自己資本利益率算定年度における法定実効税率

$\beta_0$  : 期首に掲げる株式会社NTTドコモの $\beta$

2 前項の算定に用いる、資産、負債及び純資産の額は、それぞれ第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成二十三年総務省令第二十四号）に基づき整理された貸借対照表に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものをを用いるものとする。この場合において、有利子負債の額に含める勘定科目は、社債、借入金及びリース債務のいずれかに該当することが客観的に認められるものに限る。